

平成25年 4月30日から

平成25年 4月30日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

### 第1号（4月30日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
常任委員会委員の選任について	9
議会運営委員会委員の選任について	10
報告第1号 専決処分した事件の承認について	11
報告第2号 専決処分した事件の承認について	14
議案第27号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	16
閉議の宣告	19
閉会の宣告	19

# 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成25年 4月30日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 第 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第27号 平成25年度標茶町一般会計補正予算

### ○出席議員（14名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君   | 2番 長尾 式宮 君  |
| 3番 菊地 誠道 君   | 4番 本多 耕平 君  |
| 5番 林 博 君     | 6番 黒沼 俊幸 君  |
| 7番 後藤 勲 君    | 8番 舘田 賢治 君  |
| 9番 鈴木 裕美 君   | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君  | 12番 深見 迪 君  |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長   | 森山 豊 君  |
| 総務課 長   | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長   | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長   | 中村 義人 君 |
| 住民課 長   | 佐藤 吉彦 君 |
| 建設課 長   | 井上 栄 君  |
| 育成牧場 長  | 類瀬 光信 君 |

平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

教 育 長 吉 原 平 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 玉 手 美 男 君

議 事 係 長 小 野 寺 一 信 君

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成25年標茶町議会第3回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

### ◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
1番・松下君、 2番・長尾君、 3番・菊地君  
を指名いたします。

### ◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### ◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、「平成25年度標茶町一般会計補正予算」について、ご審議を頂きたいことと、先に専決処分いたしました「標茶町税条例の一部改正」及び「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」について、ご報告を申し上げ、その承認をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

第2回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の二点について補足いたします。

一点目は、車両搬送中に発生した物損事故について、ご報告いたします。

去る4月13日午前10時5分頃、育成牧場の車両が育成牧場オソベツ団地から多和育成牧場に向けてバックホーを搬送中、町道磯分内中御卒別線の標茶町字熊牛原野18線西10番地付近で、道路を横断している北海道開発局の「光ファイバーケーブル」にバックホーのアーム部分が接触、感知しないまま走行したため同ケーブルを切断、さらに同ケーブルをガードしていたワイヤーによって電柱3本を折損し、北電送電線を切断したものです。

この事故による人的被害、並びに車両の損傷はありませんでしたが、光ファイバーケーブル切断により河川監視用カメラが停止するとともに、付近一帯が一時停電となりましたが、迅速な対応に努めた結果、5時までには完全復旧しました。

事故により、周辺住民の皆様にも多大のご不便とご迷惑をおかけし、議会の皆様にもご心配をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

なお、安全作業の励行につきましては、日頃から、朝礼等において、注意を喚起しているところでありますが、今回の事故発生を受け、改めて、関係職員全員で安全作業の徹底を再確認したところであります。

今後、一層の作業安全の徹底を図るため、従来の作業規定の見直し等を行い、事故の再発防止に更なる努力を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

二点目は、大雨による災害対応についてであります。

去る4月7日から8日にかけての大雨による災害対応について、ご報告いたします。

4月7日から発達した低気圧による影響で、降雨と雪解けによる河川増水が予想される中、釧路開発建設部から、午後には氾濫注意水位まで達する可能性があるとの情報や、道路決壊などの被害も想定されたことから、午前10時に災害対策本部を設置、職員を招集し、道路パトロール、河川調査および流水による道路決壊、低地住宅への対策を行ったものであります。

午後3時には、急速な河川増水により、旭町スガワラ川で越水の危険性が生じたため、土のう積みを実施、また、虹別地域では流水による家屋への浸水の危険があるとの判断から、1世帯2人を消防のボートで救出、無事避難所へ退避させたものです。

7日正午には、下オソベツ樋門で、釧路川本流からシロンド川への逆流により、近隣農家への浸水の恐れが予想されたため、釧路開発建設部に排水ポンプ車の出動要請を行い、樋門水位上昇を見据え、午後5時22分排水作業を開始しましたが、なおも水位の上昇があり、2台目のポンプ車を要請したところです。

幸い、翌8日になり、水位も下降に転じ、午前4時50分過ぎに排水作業を中止し、午

前7時過ぎに撤収作業を終えたところであります。また、道路、下水道、避難者対策などの災害対応つきましても、安全性が確保されたことから、午後5時に対策本部を解散したものです。

今回の大雨による被害状況につきましては、町道等の法面崩落等が32路線43箇所であり、現在、復旧対応を進めているところです。

今後とも、災害等に対しましては、「安全で安心なまちづくり」を進めるため、さらに防災対策充実に努めて参る所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の補足による行政報告に対して質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ただ今の行政報告の二点のうち的一点、前段、町長のほうから報告ありました車両搬送中の事故ということについて、若干お聞きをしたいと思います。

前段、町長のご挨拶もありましたように、先般の除雪事故以来、車両関係については充分なる安全対策をとということでの安全運転励行を指示している、ということであったようでございますけれども、残念ながら、4月13日の事故について、もうちょっと、お聞きをしたいと思います。

報告では、上オソベツから多和育成牧場への車両搬送、バックホーの搬送ということでもありますけれども、どのような車両で搬送し、どのくらいの重量だったのかということと、従来、どのようなかたちでもって搬送体系をとっていたのか、ということをお聞きしたいと思います。もう一点、私も過日、議会のときに育成牧場のあり方として、充分経費の節減において、利用者の軽減を図るようという質問をいたしましたし、それには、充分、場長をはじめ、お答えのなかでは、努力するというところで、経費の節減ということでの努力はあるようですが、そんな関係で搬送がどのような搬送体系をとっているのか、以上三点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） まずをもって、今回の事故について、大変、関係する皆さまにご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

本多議員のお尋ねについてでございますが、搬送していた車両でございますけれども、当牧場の所有のセルフローダーで、最大積載量12.6トンの車両でございます。

次に搭載していたバックホーの規格でございますが、コンマ4、5のサイズで、車体の重量は12.1トンということでございます。

次に搬送の体制でございますけれども、自走できる車両につきましては、要するに、自分の力で自走でセルフローダーに搭載されるものにつきましては、1名体制での搬送というのを従来おこなってきました。クレーンを使用するような場合につきましては、2名体制ということで行ってきております。ただ、今回、このような事故を受けまして、その分

につきましても、2名体制で行えるようにということで、作業規定のほうを見直しております。また、そういった経費の削減等によって、無理がかかっていないかどうかというようなことになろうかと思えますけれども、決してそういったことで経費削減ということについて、こだわっておりませんで、必要があれば専門業者をお願いするという体制をとってきましたし、これからもそういったことで安全と安心を最優先して、そういった作業にあたって参りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ただ今の場長のお話では、私は、ちょっと心配したことはセルフの搭載量、バックホーの重量がどうだったのかなど、常識的には、なかなかセルフでもってユンボの移動というものは難しいものですから、それちょっと心配したんですけれども今の話のなかでは、充分それに対応できるだけの車両と重量であったなということは、私理解いたします。ただ、残念なことは、今、お話がありましたように、1名体制がどうなのか、2名体制でその事故が防げたのか、ということだと思えるのですけれども、根本の、なぜ電線を引っ掛けたのか、ということが私はよく理解できないんですが、どのような状態でもって、その光ファイバーの電線等々を引っ掛けたのか、或いは、電柱を倒すことになってしまったのか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 端的に申し上げまして、搬送車にバックホーを搭載する際、平坦地ではなくて傾斜地で詰込みを、まず、行いました。そのことによって、視覚的な錯覚等もありまして、バックホーのアーム部分を十分にたたみきれていなかったために走行中にケーブルを引っ掛けてしまった、ということであります。予想よりも、実際よりもアーム部分が高くなってしまった、ということでございます。なぜ、電柱まで倒れてしまったかということですが、光ファイバーケーブル自体は弱いものでございますので、通常であれば切断してそこまで、ということなんですが、ケーブルが弱い故にワイヤーでしっかりとガイドして固定してありますので、そのワイヤーをずっと引っ掛けたまま、斜めに道路を横断しましたので、引っ掛けたまま、それが仮設されている電柱を引き倒してしまっただと、そういう状況でございます。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 話を聞けば聞くほど不可解になってきたことは、当然、セルフには登坂板もついておりますし、車両を積み込むときには傾斜ではなくて、平らなところで積むのが常識だと思いますし、それが運転者としての義務だと思うんですが、にもかかわらず、傾斜で積んだがゆえにアームをよくたたんでなかったと、バランスがとれないからだという、今の言い方だったと思うんですけれども、私は、これについて全く理解ができません。傾斜であればあるほど、アームはきちっとたたまなければ、セルフがかなりゆがみますし、危険だと思うんですけれども、そういう事は、今、ここで繰り返しても場長と現場で立ち会いしてませんから、無理だと思うんですが、やはり危機管理、安全運



## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

転管理ということでは、今回、私は単純といたら大きな事故で申し訳ないんですけども、運転手の初歩的なミスによる事故だというように理解するんですがいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 休憩前します。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時20分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 議員ご指摘のとおり、全くそういった意味では初歩的な担当する職員の作業手順のミスということになります。ただ、2名体制で運行していてそういったこと、単純な部分を防げるような場面もあるのではないかと、ということで現在そうした部分の規定の見直しというものを行って、今後、繁忙期に入ってまいりますのでそういった事故が起きないようにしっかりと対策をしてみたいと思っています。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・田中君。

○9番（田中敏文君） 町長の後半の部分なんですけれども、スガワラ川が氾濫したということで、私も同じ地域に住むものですから、見に行くと、メガネコルゲート2つ入れている部分があるものですから、川の水、多い少ないでなくて、ゴミが詰まるとどうしても、あそこ、溢れやすいですね。今後、その管理は町ですから、土管2つをとってコルゲート管に、コルゲート管というか大きいものに変えたら流れが変わって詰まらなくなるのではないのかな、というような対策が考えられているのなら、お聞きしておきたいと思いません。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

スガワラ川の対応につきましては、今年の融雪に備えまして、これまで、幾度となく水の量よりも管の口径が少なく、今、議員おっしゃられたメガネの部分のもっと上流になるんですけれども、一番上流の住宅があるところの取り付け道路の管が狭いということで、冠水してしまう事態が発生したものですから、これについては、融雪対策で、これもメガネに対応してたところです。今回、かなりその部分は、ねばってくれました。すぐに冠水しないで、かなり通過してくれました。議員おっしゃられたのは、途中の取り付け道路の関係だと思うんですけれども、これについても全体的な水量からいくと、今回かなり特別な量が出ています。これまでは、下の中流の部分のメガネのところ、完全に冠水するという事はなかったんですけれども、今回につきましては、何かが詰まってという状況ではなくて、冠水はしませんでしたけれども、詰まり安い状況含めて、これまでも取り付け道路の管、どうにかしたいなというのは考えていましたので、この機会に単純にコルゲート

等でやると高さが、今度、上がってしまうものですから、違うもので考えなきゃならないということで、今、何らかの対策を検討しているところでございます。まだ、ちょっと具体的には申し上げる段階ではないんですけれども、地主さんとの協議も含めて、これまでもやってきていますので、これから具体的に考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 事故の関係になるわけですがけれども、町長に今回のこの事故についての現場を見てこられたのかどうか、一点これが一つお聞きをしておきたいと思いません。

それから、これは、本多議員もお話ありましたけれども、非常にアームが上がったままだと、現場は少なくとも、あの線は地上から3メートル80くらいありますから、降りてれば何の事故もなく、来られたはずですよ。それが、あいにく、衛生組合の方から行かなくて良かったですね。あそこで引っ掛かったらトランスから何から全部いってしまっている。

私も地域から電話がありまして、現場は、丁度、議運が終わったあとに行ってみてまいりましたけれども、電柱三本倒れて、若森さんの前のところですね。そこで、まず、事故が起きてしまった、このしまった後の、この事故が続いたわけですがけれども、除雪から始めた議論があって、そして、また今回もということでもありますから、町の管理責任としてこの事故から、もう17、18日経っていますから、どのような指導っていうか、どのような考えかたを職員の皆さんに示されたのか、それをお聞きして、そして、もう一つ質問がありますものですから、休憩をさせてもらって質問したいなと思います。今二点だけお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○10番（館田賢治君） 副町長でなくよ、おれ町長が現場見てきたのかって聞いているんだからな。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

事故後につきましては、町長の指示を受けまして、私、現場に行きまして、その状況について、つぶさに確認をさせていただいたところであります。さきほどありましたアームがひっかかってという事故であります。これも町長も申し上げていたとおり注意喚起を行っているところですが、さまざまなケースで今回も想定を越える部分だったなというふうに思っております。更なる指導が必要だと思っておりますが、指導につきましては、現場では事前の指導をしていたということと、事故直後に現場での再度確認をして、それぞれの安全性を高めるように指導するように命じたところでありますし、今後の対策についても早期に構築するように指導したところであります。総体的には、毎週月曜日に連絡会議がありますけれども、それぞれの各担当を通して注意をするようにということで、きつく指導し

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

たところでありまして、再度、こういうことがないように極力最大限の注意を払ってまいりたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） ちょっと、本来、休憩なんですけど、私は今、町長に言ったのは、普通は副町長でいいんです。私、普通、何も言わないです。副町長の今の答弁でそれは、それでいいんですよ。ただ、こうやって先ほども言ったように、事故も続いて、もう少し責任の取り方があるのではないかと、ということまで言われてきて、そして、今回また、こういうことがあったから、少なくとも副町長の段階で悪くはないんだが、やっぱり今回は、町長が自ら事故現場を見る、そういった感覚を持ってもらわないと困るなというの気持ちがあって、私は町長に見てきたのですか、と私は聞いたんです。これ、意地が悪いとか、そういう意味で言っているのではないんです。職員全体に対する喚起のことがあるんです。だから、普段は、今言ったように副町長の段階でいいんです。そういう意味で言っているんです。

ちょっと休憩してください。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 10時26分

再開 午前 10時34分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

### ◎選任第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済委員会委員に、2番・長尾君、3番・菊地君、4番・本多君、6番・黒沼君、7番・後藤君、10番・田中君、13番・川村君。

厚生文教委員会委員に、1番・松下君、5番・林君、8番・館田君、9番・鈴木君、11番・熊谷君、12番・深見君、14番・平川を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前11時12分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には、黒沼君、副委員長には、後藤君、厚生文教委員会委員長には、深見君、副委員長には、松下君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

### ◎選任第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、3番・菊地君、6番・黒沼君、7番・後藤君、8番・館田君、10番・田中君、12番・深見君、13番・川村君、以上の7名の諸君を議会運営委員に指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時29分

### ◎諸般報告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長には、菊地君、副委員長には、田中君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎報告第 1 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 6。報告第 1 号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第 1 号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 3 月 30 日に交付されたことに伴い、平成 25 年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同月 31 日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う事業に伴う納税義務者の特例の廃止であります。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正や条項の規定整理なども併せて行っております。

報告第 1 号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページにまいります。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分するものです。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和 25 年標茶町条例第 65 号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては、議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの大きな改正のある条文については改正文も併せてご説明いたします。

資料の報告第 1 号、資料 1 ページをお開き願います。

区分、固定資産税、改正項目 1 番、固定資産税の納税義務者で、条項は、条例第 53 条、改正内容は、第 5 項に規定されている独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例の廃止でございます。

また、条文中の字句の修正では、第 1 項中「永い」、「定めのある」に、第 2 項中「附属の

建物」、「登記又は登録されている者をいう。」、「なって」に、第4項中「よって」に、第5項中「よって」、「収益する」、「あった」、「なった」、「あつて」、「土地補充課税台帳」、「もつて」、「当該仮換地等又は仮使用地」に、第6項中「国が」に改めるものです。

施行につきましては、平成25年4月1日、適用は平成25年度分以後の年度分から適用し、平成24年度分までは従前の例によるというものです。

なお、この後の施行・適用につきましては、改正項目14番まで、同じですので説明を省略させて戴きます。

改正項目2番、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は、条例第54条、改正内容は、条文中の見出しの字句の修正で「固定資産税」に改めるものです。

改正項目3番、同じく固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は、条例第55条、改正内容は、条文中の字句の修正で、第1項中「第1号」、「歯科技工士」、「理学療法士若しくは作業療法士」に改めるものです。

改正項目4番、固定資産税の課税標準で、条項は、条例第60条、改正内容は条文中の字句の修正と引用する条項の規定整理であります。条文中の字句の修正につきましては、第2項中「なった」に、同項ただし書き中「ただし」に、第3項中「なった」、「ただし」、「あった」、「よって」、「土地課税台帳等」に、同項ただし書き中「これらに類する」、「課税標準は、当該土地」、「基準年度の価格に比準する価格」に、第5項中「なった」に、同項ただし書き中「ただし」、「これらに類する」に、第6項中「新たに」、「土地課税台帳等又は家屋課税台帳等」に、第8項中「第349条の4」、「かかわらず、法第349条の3」に、第9項中「住宅用地をいう。以下」に改め、引用する条項の規定整理については第5項ただし書き中「当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は」を加えるものです。

改正項目5番、固定資産税の納期で、条項は、条例第66条、改正内容は項の追加で、固定資産税額が4,000円未満の場合は、全額を第1期の納期で徴収するもので、第3項とするものです。

また、条文中の字句の修正で第4項中「よって」に改めるものです。

議案の4ページをお開きください。

第66条第3項を次のように改める。

第3項 固定資産税額が4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、固定資産税額の全額を徴収する。

議案説明資料2ページへお戻りください。

改正項目6番、固定資産税の減免に係る申請等で、条項は、条例第70条の2、改正内容は条文中の字句の修正と引用する条項の規定整理であります。条文中の字句の修正につきましては、第1項中「よって」に、同項第4号及び第5号中「あつて」に、第2項中

「よって」に改め、引用する条項の規定整理については、第1項第1号中「又は名称」、同項第4号及び第5号中「及び価格」を加えるものです。

改正項目7番、申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収で、条項は、条例第71条、改正内容は、見出し中の字句の修正と条文中の字句の修正及び引用する条項の規定整理であります。見出しの字句の修正は、「又は」、「かった」に改め、条文中の字句の修正につきましては、第1項中「よって」、「かった」、「固定資産税額」、「あった」に、第2項中「あった」に改め、引用する条項の規定整理については、第1項中「法第417条第2項及び第743条第2項」に改めるものです。

改正項目8番、住宅用地の申告で、条項は、条例第73条、改正内容は、条文の規定整理を行うため、第1項の全文を改め、各号についても引用する条項の規定整理をし、第2項は条文中の字句の修正で「かつ、当該年度」に改めるものです。

議案の5ページをお開きください。

第73条第1項を次のように改める。

賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 住宅用地の所在及び地積
- (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、床面積、用途、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数（法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。）
- (4) その他町長が必要と定める事項

議案説明資料2ページへお戻りください。

次に区分、特別土地保有税です。改正項目9番、特別土地保有税の納税義務者等で、条項は、条例第130条、改正内容は、改正項目1番で説明した内容と同じですが、第4項に規定されている独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る特別土地保有税の納税義務者の特例の廃止でございます。

改正項目10番、特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続きで、条項は、条例第139条、改正内容は見出し中の字句の修正と条文中の字句の修正及び引用する条項の規定整理であります。見出しの字句の修正は「不足税額等」に改め、条文中の字句の修正につきましては、第1項中「、当該通知書」、「よって」に、第2項中「あつて」に改め、引用する条項の規定整理については第1項中「、第609条又は第610条」、「又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額」を加えるものです。

改正項目11番、遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額で、条項は、条例第139条の5、改正内容は、条文中の字句の修正と引用する条項の規定整理であります。条

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

文中の字句の修正につきましては、「あって」に改め、引用する条項の規定整理については「第136条第1項」に改めるものです。

次に固定資産税に戻りまして、改正項目12番、読替規定で、条項は条例附則第10条、改正内容は、引用する条項の規定整理で「第60条第8項」に改めるものです。

改正項目13番、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は条例附則第12条の2、改正内容は、平成12年度から平成14年度の特例規定ですので、この条を削除するものです。

改正項目14番、免税点の適用に関する特例で、条項は条例附則第14条、改正内容は、引用する条項の規定整理で「第12条の2」を削るものです。

議案の7ページをお開き下さい。

附則の第1項及び第2項につきましては、只今の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

第3項につきましては、耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、2分の1を1年度分減額する措置が講じられており、今、法改正により1年度分を2年度分とされたところであり、この規定は法附則第15条の9第1項であり、この規定を受けようとする者が取る手続きを定めたのが条例附則第10条の3第6項で、同項中「書類及び」を「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするものです。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は、承認されました。

◎報告第2号



○議長（平川昌昭君） 日程第 7。報告第 2 号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第 2 号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 25 年 3 月 30 日に交付されたことに伴い、平成 25 年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同月 31 日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後 5 年目までの間に限り、当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化したこと、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後 5 年目までの間の世帯別平等割額の 2 分の 1 の軽減措置に加え、移行後 6 年目から 8 年目までの間においても世帯別平等割額の 4 分の 1 を軽減する措置の追加であります。

報告第 2 号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページにまいります。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分するものであります。

次のページにまいります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成 11 年標茶町条例第 33 号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

資料の報告第 2 号、資料 4 ページをお開き願います。

改正項目 1 番、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第 5 条の 2、改正内容は「特定世帯」を国民健康保険から後期高齢者医療に移行後 5 年目までとし、新たに「特定継続世帯」を追加し、移行後 6 年目から 8 年目までの世帯とし、第 3 号を追加し、「特定継続世帯」の世帯別平等割額について 1 万 8,750 円とするものです。

施行は、平成 25 年 4 月 1 日、適用は、平成 25 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

なお、この後の施行・適用につきましては、改正項目 3 番まで同じですので、説明を省

略させていただきます。

改正項目2番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、条項は条例第7条の2、改正内容は第3号を追加し、「特定継続世帯」の世帯別平等割額について6,750円とするものです。

改正項目3番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条、改正内容は各軽減割合について「特定継続世帯」の減額額について定めたものです。

一つ目は、7割軽減で国民健康保険一般分の世帯別平等割額を1万3,125円、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を4,725円とするものです。

二つ目は、5割軽減で国民健康保険一般分の世帯別平等割額を9,375円、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を3,375円とするものです。

三つ目は、2割軽減で国民健康保険一般分の世帯別平等割額を3,750円、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を1,350円とするものです。

議案の11ページをお開き下さい。

附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は、承認されました。

◎議案第27号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第27号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第27号の提案趣旨について、ご説明いたし

ます。

本案につきましては、平成25年度一般会計補正予算第1号でございまして、歳入歳出それぞれ930万円を追加し、総額を97億5,830万円にしたいというものでございます。

歳出につきましては、4月6日から7日にかけての暴風雨によります災害復旧費予算の追加でありまして、その財源につきましては、地方交付税を見込んだところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,830万円とする

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 歳出ということですから、災害の規模なんですけど、930万というふうに歳出で見込んだわけでありまして、当初予算も300万みえていますよね。そのうち工事代金を240万みている。そうすると、工事代金と今回の930万ということと併せると、だいたい1,000万を超える規模になってくるわけですが、地域的にかなり壊れたところが、この間の雨、風で、あれが災害と呼ぶのかどうか、わかりませんが、かなり道路が傷んだのではないかと何10カ所というかたちになるんでしょうけれど、だいたい、その規模は、どんな範ちゅうなのか、お聞きをしておきたいなと思います。それで、930万と見積をたてたとき見積設計というのは100パーセントに近いぐらい内訳ができていたのかどうか、そのへんも併せて、内訳ができていないかという前提で、我々もちょっと議論してきた経緯があるものから、これ、ちょっとお聞きをしておきたいなと思います。以上です。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

当初予算で240万の工事災害復旧工事費を計上させていただいておまして、今回、行政報告でありましたとおり、災害発生後、パトロール、住民方々の情報等々で、32路線43カ所余りのカ所を押さえました。報告後、多少増えたりしてるところもございますが、直営部隊含めまして、応急処置、安全対策等を実施して、最終的に、今、外注で直す予定をしているのが、ここで補正をさせていただいた工事請負費900万円でございます。あくまでも議員おしゃられるとおり、押さえ方としては概算で押さえさせていただいております。まだ、土の下が凍ってる状況でございますが、安全対策と応急処置をする必要がある数カ所については、着手しておりますが、残りについては、その雪解けの状況等を踏まえた上で発注したいというものでございます。工事規模といたしましては、幸い、通行止めは何カ所かありましたが、いずれも砂利の流出等でございますが、これは復旧しております。大きな被害額になるものは、今回ございませんで、最終的に900万円には、15路線の34カ所ほどになるのかなと、押えておりますが、これにつきましても、まだパトロール車自体が奥まで入っていけない、人家のない耕作道路等の町道もございまして、これらについて、まだ増える予想をしてございます。

設計内訳につきましては、あくまでも概算で押さえさせていただきまして、それで、まだ、明確な実施設計が組める状況には、なってございません。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について一括して、質疑を許します。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 歳入について、二点ほどお聞きしておきたいんですが、今回、説明のときに交付税の見込みという話での930万だということなんですが、この930万の見込みというのは、どんな見込みを付けて930万をここに見込んだのか、もう一点は、交付税の見込みでなく、別の財源がなかったのかどうか、それは、なぜ、使わなかったのかどうか、それを併せて聞いておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

普通交付税で930万を充当するという今回の補正予算でございますが、3月に平成25年度の地方財政計画が閣議決定されまして、前年度対比総額で2.2パーセントの減ということになっております。平成24年度の当町の普通交付税の確定額が47億8,300万円程度ということで、今年の普通交付税の計上済額が41億900万円ということで、若干、計算よりは留保ができていますのかなということで、930万の計上とさせていただきました。

それと、他に財源充当の道はなかったのか、というお尋ねでございますが、財務の査定が、この秋以降になりますので、その査定の結果次第では、補助金若しくは災害復旧債等がつかまりましたら、しかるべき時期に補正をさせていただきたいと思っております。

## 平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） そうしたら、結果的に分かりやすく言うならば、前年度の実績からぼって行って、今年度は当初予算の交付税は低く見積もったから、まだ来るだろうという前提のなかで、見積もったということですね。そして、これがもしも、秋口になると、今、言われた災害の対象か、何かになって、借入する可能性もあるということのなかで、交付税の見込みということでやった、という理解でいいですね。そういう理解ではないんですか。今、そういう理解だと聞いたんですけど。どうですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 議員の言ったとおりでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は、原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

### ◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成25年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午後0時04分閉会）

平成25年標茶町議会第3回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 1番 松下哲也

署名議員 2番 長尾式宮

署名議員 3番 菊地誠道